

○栃木市都市計画審議会条例

平成22年3月29日

条例第185号

改正 平成23年9月2日条例第49号

平成25年3月1日条例第2号

平成26年2月25日条例第15号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、栃木市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 6人以内
- (2) 市議会の議員 5人以内
- (3) 関係行政機関の職員 2人以内
- (4) 市民 6人以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

(平23条例49・平26条例15・一部改正)

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に特別の事項を調査審議させるため、必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に専門の事項を調査させるため、必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したとき、解嘱され、又は解任されるものとする。

5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、第2条第1項第1号に掲げる者のうちから委員の選挙によって

これを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(常務委員会)

第6条 審議会は、審議会の委任を受け、その権限に属する事項のうち軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

- 2 常務委員会は、会長及び会長の指名した委員若干人をもって組織する。
- 3 前条の規定は、常務委員会に準用する。

(幹事)

第7条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について委員、臨時委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第8条 審議会及び常務委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(平25条例2・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会及び常務委員会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年3月29日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行後、最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

(平23条例49・一部改正)

- 3 西方町の編入に伴い、西方町の編入の日以後、新たに委員として委嘱され、又は任命された委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

(平23条例49・追加)

- 4 岩舟町の編入に伴い、岩舟町の編入の日以後、新たに委員として委嘱され、又は任命された委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(平26条例15・追加)

附 則(平成23年条例第49号)

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第2号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第15号)

この条例は、平成26年4月5日から施行する。